

札幌市長様

令和〇年度

役務名〇〇〇〇……………業務

令和〇年□月分 報告書

受託者〇〇……………株式会社 **社判**

様式1

点検・整備総括表

機場名

記録年月日 令和 年 月 日

業務責任者

作業分類		点検 (月)		管理運転	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		主要機器	名称(番号)		形式	口径	設置年月日										
作業期間		開始	令和 年 月 日 時 分																			
		終了	令和 年 月 日 時 分																			
作業内容												燃料貯留量		燃料貯油槽 (ℓ)	(槽容量) (ℓ)							
														燃料小出槽 (ℓ)	(槽容量) (ℓ)							
												積算電気量 (メータ読み)		動力用 (今月) (kwh)	(前月) (kwh)							
														電灯用 (今月) (kwh)	(前月) (kwh)							
												作業責任者										
												立会者										
												作業員										
所見	【概況】 【新たな不具合】					【改善された項目】(部品等の交換を含む)																

点検・整備詳細記録表

機場名

記録年月日 令和 年 月 日

点検結果の評価基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは清掃にて対応できる。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある（調整、給油、塗装などが必要）。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（取替、更新、整備）が必要である。

※不具合・故障等の復旧を確認した場合、処置結果にその旨を記載すること（評価は○とする）。

設備区分	機器名	写真番号	評価	内容状況	処置結果

様式3

運転記録表（1）

機場名	記録年月日 令和 年 月 日 (天候)				(外気温度 °C)	(室内温度 °C)
-----	---------------------	--	--	--	-----------	-----------

運転方式	<input type="checkbox"/> 通常運転	<input type="checkbox"/> 管理運転				
管理運転方式	<input type="checkbox"/> 全水量運転	<input type="checkbox"/> バイパス管循環運転	<input type="checkbox"/> 締切運転	<input type="checkbox"/> 機器単独運転		
燃料使用量	計	(L)	主エンジン	(L)	自家発エンジン	(L)
潤滑油給油量	計	(L)	主エンジン	(L)	減速機	(L)
運転回数		1	2	3	4	
水位	内水位 (m)	→	→	→	→	運転操作時間 アワーメータ等の読み (運転終了時)
	外水位 (m)	→	→	→	→	
機器名		時刻	時刻	時刻	時刻	計
運転操作作業	主ポンプ	No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	自家発電機	No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	除塵機	No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	(開閉)	No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	(開閉)	No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	ゲート (開閉)	No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
		No. : ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	

様式4

運転記録表 (2)

機場名

記録年月日 令和 年 月 日

故障記録表

機場名

記録年月日 令和 年 月 日 記録者氏名

故障発生年月日時	故障発生までの運転時間	修理完了年月日
故障発生箇所	<ul style="list-style-type: none"> 故障設備名 	<ul style="list-style-type: none"> 故障原因
	<ul style="list-style-type: none"> 故障状況 	<ul style="list-style-type: none"> 対策内容
故障状況(写真・図面)		<ul style="list-style-type: none"> 改良要望事項等
	施工業者名	施工金額(税込)

設備の改良・更新記録表

機場名 記録年月日 令和 年 月 日 記録者氏名

工事名		工期		業者名		作業完了 年月日	
改 良 ・ 更 新 対 象 設 備 ・ 機 器 名				処 理 内 容			

余　　白	[写真番号] No.
余　　白	[機場名称]
余　　白	[撮影箇所・機器名称]
余　　白	[状況説明]

余　　白	[写真番号] No.
余　　白	[機場名称]
余　　白	[撮影箇所・機器名称]
余　　白	[状況説明]

余　　白	[写真番号] No.
余　　白	[機場名称]
余　　白	[撮影箇所・機器名称]
余　　白	[状況説明]

点検・整備チェックシート

河川ポンプ設備・ゲート設備

施設名: 〇〇〇…排水機場

点検月日: 令和 〇 年 □ 月 △ 日

点検方法: 点検

【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)」の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該排水機場において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。致命的機器・部品については、チェックシートに網掛け表示の上、「致」と示している。
- (3) 点検方法には、月点検(目視点検、管理運転点検)、年点検、運転時点検、臨時点検、定期整備があり、その内容は以下のとおりである。

【点検方法】

- (1) 月点検は、設備の管理運転により設備全体の機能、状態の把握を行う管理運転点検を原則とする。管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。また、管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。
- (2) 目視点検は、管理運転が出来ない範囲及び凍結対策を行った冬期間において、設備等の外観の異常や前回点検時以降の変化の有無について確認する。冬期間は、凍結、積雪による損傷がないか等の確認も行うものとする。
- (3) 年点検は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。なお、本業務においては範囲外であるが、その際に立会(目視点検)を行うものとする。点検実施日については別途連絡する。
- (4) 運転時点検は、実運転時の実施に際して、運転操作に支障がないか、運転時の異常はないか、運転終了後に次回の運転に支障がないか等の確認を行うものである。
- (5) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。
- (6) 定期整備は、機器の健全度評価結果や過去の実績等により実施時期を定めて行う手法による分解整備等の内容である。

【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合は、号機毎に点検結果欄に記載すること。なお、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。なお、定期整備の点検項目は非表示としている。

施設名: ○○○…排水機場

点検実施日： 令和〇年□月△日

1 監視操作制御設備 1-1 遠隔・機場集中監視操作盤 (グラフィック型)

機種名: 遠隔・機場集中監視操作型(グラフィック型)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)
X 交換
A 調整
D 動作確認
C 清掃
M 測定
S 聴診
W 分解
T 増締
E
H
指触
占検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準	※4 傾向管理
<input type="radio"/> 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	<input type="radio"/> 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
<input type="triangle"/> 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じない数年のうちに支障が生じる恐れがある。	
<input type="times"/> 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。	

特記事項 (注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

1 監視操作制御設備 1-2 遠隔・機場集中監視操作盤 (ディスプレイ型)						
---	--	--	--	--	--	--

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	指触

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: 遠隔・機場集中監視操作型(ディスプレイ型)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年点検 管理運転検	運転時点検	臨時点検					
遠隔・機場集中監視操作盤(CRT型)	致	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
	致	盤内	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
	操作スイッチ	盤内器具	端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み取不良のないこと。			
			動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
		指示計	取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
			動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
	CRT型	表示器・表示灯	取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
			点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
		運転時間計	取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
			指示状態	—	E	(E)	E	—	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	CRTディスプレイ(タッチパネル含む)	CRTディスプレイ(タッチパネル含む)	表示状態の確認	E	E	E	—	—	所定のカラーグラフィック表示、文字表示ができること。色ずれ、歪み、焼付きのないこと。			
			輝度状態の確認	—	—	E	—	—	鮮度、フォーカスが正常なこと。			
			電源ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			表示信号ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
			電源電圧の確認	—	—	E	—	—	電源電圧に異常がないこと。			
			表示面の清掃	—	—	C	—	—				
		キーボード	キー入力の確認	—	E	E	—	—	キー入力とCRTモニタ出力が一致していること。			
		信号ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
		キーボードの清掃	—	—	C	—	—	—	清掃する。			

1 監視操作制御設備
1-3 遠隔・機場集中監視盤
(グラフィック型)

機器名：

機種形式: 遠隔・機場集中監視型(グラフィック型)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きき運転時実施)						
X 交換	C 清掃	W 分解	E	目視		
A 調整	M 測定	T 増締	H	指触		
D 動作確認	S 聴診	—	—	点検対象外		

注)Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準	
<input type="radio"/>	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
<input type="triangle"/>	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じない数年のうちに支障が生じる恐れがある。
<input type="times"/>	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

施設名: ○○○…排水機場

点検実施日： 令和〇年□月△日

1 監視操作制御設備 1-4 機側操作盤

機器名：

機種形式：

注)Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
✗	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

1 監視操作制御設備 1-5 補助継電器盤					
--------------------------	--	--	--	--	--

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴診	—	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理運転 点検	運 転時 点検	臨 時 点 検					
致	盤内	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フイルタに目づまりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
	補助継電器盤(リレー型)	盤内器具	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		操作スイッチ	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み不良のないこと。			
表示器・表示灯	指示計	動作確認	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		運転時間計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
			点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
	タイマ	取付状態、汚れ	取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
			指示状態	—	E	(E)	E	—	運転時間に正確に追随していること。			
		動作確認	取付状態	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
			設定値の確認	—	—	E	—	—	所定の設定値にセットされていること。			
			動作確認	—	—	D	—	—	設定時間で正常に動作すること。			
	補助継電器	取付状態、汚れ、変色	取付状態、汚れ、変色	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		動作状態	動作状態	—	—	D	—	—	動作不良、誤動作、異音がないこと。			(シーケンスチェック)

1 監視操作制御設備					
1-6 高圧電動機制御盤					

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増縮
D	動作確認	S	聴診	—	目視

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。

△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。

× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
高 圧 電 動 機 制 御 盤	致 致	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フイルタに目づまりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
	盤内	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
		接地抵抗	—	—	M	—	—	—	基準値以下であること。			
		シーケンスチェック	—	E	D	—	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		保護継電器の動作	—	—	D	—	—	—	整定値での動作が正常なこと。			(原則2年毎)
		機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	—	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
	致 致	端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	—	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
		端子符号の脱落	—	—	E	—	—	—	脱落、読み不良のないこと。			
		動作確認	—	H	(H)	H	—	—	動作不良、誤動作がないこと。			
		取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
	表示器・表示灯	取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		点灯状態	E	E	(E)	E	E	—	ランプテストで正常に点灯すること。			
		取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	—	E	(E)	E	—	運転時間に正確に追随していること。			
	タイマ	取付状態	—	—	E	—	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		動作確認	—	—	D	—	—	—	設定時間で正常に動作すること。			
		設定値の確認	—	—	E	—	—	—	所定の設定値にセットされていること。			

注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

1 監視操作制御設備					
1-7 低圧電動機制御盤					

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴診	—	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 点 検	臨 時 点 検					
低 圧 電 動 機 制 御 盤	致 致	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目詰まりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
		盤内	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	—	—	整定値での動作が正常なこと。			(原則2年毎)
	致	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	—	E	(E)	E	—	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	タイム		動作確認	—	—	D	—	—	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	—	—	所定の設定値にセットされていること。			

1 監視操作制御設備					
1-8 系統機器盤					

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認	S	聴診	—	目視
					点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 検定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 点 検	臨 時 点 検					
系 統 致 機 器 盤 (リ レ ー 型 ・ P L C 型)	致 機 器 盤 (リ レ ー 型 ・ P L C 型)	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストップ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目詰まりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	—	—	整定値での動作が正常なこと。			(2年毎実施)
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み取不良のないこと。			
	操作スイッチ	動作確認	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接続部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯	点灯状態	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	運転時間計	指示状態	指示状態	—	E	(E)	E	—	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。			
	タイマ	動作確認	動作確認	—	—	D	—	—	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	—	—	E	—	—	所定の設定値にセットされていること。			

1 監視操作制御設備					
1-9 コントロールセンタ					

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認	S	聴診	—	目視

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
致 コ ン ト ロ ー ル セ ン タ	致 コ ン ト ロ ー ル セ ン タ	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フイルタに目づまりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
		盤内	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	—	—	整定値での動作が正常なこと。			(原則、2年毎)
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
	致 コ ン ト ロ ー ル セ ン タ	盤内器具	端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。コネクタに緩み、抜けがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み不良のないこと。			
			主回路導体の状態	—	—	E	—	E	ユニットの出入り、プラグ接触部が正常なこと。接続部・接触部に緩み、変形がないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物に破損、変形がないこと。			
			ヒューズ	—	—	E	—	—	ヒューズホルダに緩みがないこと。ヒューズ切れがないこと。			
	致 コ ン ト ロ ー ル セ ン タ	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接続部の荒れがないこと。			
	表示器・表示灯	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付・接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			

1 監視操作制御設備					
1-10 運転支援システム					

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴診	—	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準					
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。				
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。				
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。				

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 点 検	臨 時 点 検					
運 転 支 援 シ ス テ ム	盤内	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストップ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フイルタに目づまりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
	操作スイッチ	操作スイッチ	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
	表示器・表示灯	指示計	端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み取不良のないこと。			
			動作確認	—	D	D	D	—	動作不良、誤動作がないこと。			
		運転時間計	取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
			点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
ディスプレイ (タッチパネル含む)	ディスプレイ (タッチパネル含む)	ディスプレイ (タッチパネル含む)	取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
			指示状態	—	E	(E)	E	—	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
			表示状態の確認	E	E	E	—	—	所定のカラーグラフィック表示、文字表示ができること。色ずれ、歪みのないこと。			
			輝度状態の確認	—	—	A	—	—	輝度、フォーカスが正常なこと。			
			電源ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			表示信号ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			電源電圧測定の確認	—	—	E	—	—	電源電圧に異常がないこと。			
			表示面の清掃	—	—	C	—	—	—			

1 監視操作制御設備					
1-11 CCTV設備					

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認	S	聴診	—	目視

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 点 検	臨 時 点 検	点 検				
C C T V 設	盤内	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フイルタに目づまりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
	操作スイッチ	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
		接地抵抗	—	—	M	—	—	—	基準値以下であること。			
	指示計	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み取不良のないこと。			
備	表示器・表示灯	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
			点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
		カメラ	取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
			電源電圧の確認	—	—	E	—	—	電源電圧に異常がないこと。			
			映像信号の確認	—	—	A	—	—	モニタの画像表示が正常なこと。			
			動作確認(カメラ、ヒータ、デフロスタ、ファン、ワイパ)	—	D	D	—	—	レンズの動作(ズーム、フォーカス、アイリス)が正常なこと。ヒータの動作が正常なこと。デフロスタの動作が正常なこと。ファンの動作が正常なこと。			
			腐食、水漏れの確認	—	—	E	—	—	カメラケースに腐食、水漏れ、変形、破損がないこと。			
	指示計	表示器・表示灯	内部配線、取付の確認	—	—	E	—	—	汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			照明装置の確認	—	D	D	—	—	正常に点灯すること。照度が正常なこと。			
			ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			錆、汚れの確認	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			

注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

1 監視操作制御設備 1-12 計装盤					
------------------------	--	--	--	--	--

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴診	—	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 検定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 点 検	臨 時 点 検					
計 装 盤	全般	動作確認	— D	D	D	D	—	正常に動作すること。				
		異常、損傷	E E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
	盤面	発錆、汚れ	— —	E	—	—	—	発錆・汚れがないこと。				
		扉の開閉、施錠	— —	H	—	H	—	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。				
	盤内	汚れ、異物	E E	E	—	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。				
		絶縁抵抗	— —	M	—	—	—	基準値以下に低下していないこと。				
		接地抵抗	— —	M	—	—	—	基準値以下であること。				
	盤内器具	機器取付状態、配線状態	— —	E	E	E	—	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。				
		端子、端子台の状態	— —	E	E	E	—	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。				
		端子符号の脱落	— —	E	—	—	—	脱落、読み取不良のないこと。				
	操作スイッチ	動作確認	— H	(H)	H	—	—	動作不良、誤動作がないこと。				
		取付状態、汚れ	E E	E	—	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。				
	指示計	動作確認	— E	E	E	—	—	零点及び指示計値が正常なこと。				
		取付状態、汚れ	— —	E	—	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、バーに汚れ、破損がないこと。				
	表示器・表示灯	点灯状態	E E	(E)	E	E	—	ランプテストで正常に点灯すること。				
		取付状態、汚れ	— —	E	—	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。				
	保護装置	保護リレーの動作	— —	D	—	—	—	整定値での動作が正常なこと。				
		警報装置の異常	— E	E	—	—	—	緩みがないこと。破損がないこと。保護リレー、センサの動作で正常に動作すること。				
		避雷器	— E	E	—	—	—	汚れがないこと。変色、変形、破損がないこと。漏れ電流を測定し、基準値以下であること。				

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾向 管理	摘要	
				月 点 検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
計 装 盤	監視用センサ 類	温度センサの動作	温度センサの動作	—	E	(D)	—	—	温度センサの出力信号が機付温度指示計の指示値と一致していること。湯沸器等に温度センサを入れ出力信号が湯温に追随していること。			
			圧力センサの動作	—	E	(D)	—	—	圧力センサの出力信号が機付圧力指示計の指示値と一致していること。圧力試験器で模擬圧力を加え出力信号が圧力に追随していること。			
			流量センサの動作	—	E	(D)	—	—	流量センサの出力信号がポンプ性能曲線から読み取った流量値と一致していること。模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
			振動センサの動作	—	E	(D)	—	—	振動指示計が動作していること。振動センサの出力信号が校正済み振動計の指示値と一致していること。			
			速度センサの動作	—	E	(D)	—	—	速度センサの出力信号が機付速度指示計の指示値と一致していること。速度センサの出力信号が校正済み速度計の指示値と一致していること。			
			開度センサの動作	—	E	(D)	—	—	開度センサの出力信号が機付開度指示計の指示値と一致していること。全閉から全開動作を行い、出力信号が開度に追随して変化すること。			
	変換器、調節 器	電源電圧の確認 入力信号の確認 出力信号の確認 設定値の確認	電源電圧の確認	—	—	E	—	—	規定値内であること。			
			入力信号の確認	—	—	D	—	—	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	—	—	D	—	—	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
			設定値の確認	—	—	D	—	—	出力信号確認時に、変換器・調節器の設定値で所定の信号を発信すること。			

注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

施設名: ○○○…排水機場

点検実施日： 令和〇年□月△日

1 監視操作制御設備 1-13 入出力装置盤

機器名:

機種形式：

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

- 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
- 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
- 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

施設名: ○○○…排水機場

点検実施日： 令和〇年□月△日

1 監視操作制御設備 1-15 データ伝送盤

機器名:

機種形式:

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)
X 交換
A 調整
D 効果確認
C 清掃
M 測定
S 聴診
W 分解
T 増締
E
H
目視
指触
占検対象外

注) Eは 取付けられている計器の読みを含むものとする

注)EVは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
✗	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

2 主ポンプ設備

2-2 横軸ポンプ

機器名:

機種形式：

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)						
X 交換	C 清掃	W 分解	E	目視		
A 調整	M 測定	T 増締	H	指触		
D 動作確認	S 聴診	—		点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

- 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
- △ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
- ✗ 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

装 置 区 分	※1 装置等 の特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向 管理	摘要
				月点検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検			No.	No.	No.		
				目 視	管 理 運 転	点 検	点 検							
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。					
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。					
本体	致	ケーシング	土砂の堆積量	—	—	M	—	—	土砂の堆積が運転に支障がないこと。					
			ケーシングの振動	—	H	(M)	—	—	異常な振動が発生していないこと。					
			水抜き弁	A	—	—	—	—	非出水期に入った時点でケーシング内部の水抜きが完全になされたか確認すること。					(凍結対策)
主軸 及び 軸受	致	インペラ	水平度	—	—	—	—	—	運転に支障のないこと。					
			腐食	—	—	—	—	—	異常な腐食がないこと(点検窓から)。					
			摩耗	—	—	—	—	—	異常な腐食がないこと(点検窓から)。					
主軸 及び 軸受	致	基礎ボルト類	欠損	—	—	—	—	—	異常な腐食がないこと(点検窓から)。					
			締り具合	—	—	H	—	—	基礎ボルト・ナットに緩みがないこと。					
			主軸及び軸 継手全般	芯出し	—	—	—	—	—	芯ずれ・面ぶれが許容値以内であること。				
主軸 及び 軸受	致	外側軸受	鎌	—	—	E	—	—	異常な鎌が発生していないこと。					
			摩耗	—	—	E	—	—	摩耗していないこと。					
			締り具合	—	—	H	—	—	カッピングボルト・ナットが緩んでないこと。					
主軸 及び 軸受	致	水中軸受(セラ ミック軸受)、 (メタル軸受)	カッピングゴムの摩耗	—	—	E	—	—	ゴムリングが風化、大きく摩耗していないこと。					
			回転速度	—	M	(M)	M	—	規定値の範囲内であること。					
			軸振動	—	—	(M)	—	—	異常な振動が発生していないこと。					
主軸 及び 軸受	致	グランドパッキン	温度	—	H	(M)	H	—	異常な温度上昇がないこと。					
			振動(振幅)	—	H	(M)	—	—	異常な振動がないこと。					○
			摩耗	—	—	—	—	—	分解により回転側との隙間を測定する。					
主軸 及び 軸受	致	無給水 軸封装置	油脂量(質)	E	E	E	E	—	油面が正常であること。変色していないこと。					
			油漏れ	E	E	E	E	—	油漏れがないこと。					
			摩耗	—	—	—	—	—	設計値の隙間の2~3倍が交換の目安。					
潤滑 油 系 統	致	軸受用グリースポンプ	傷、割れ	—	—	—	—	—	有害な傷・割れがないこと(セラミック軸受)。					
			劣化	—	—	—	—	—	劣化していないこと(セラミック軸受)。					
			温度	—	H	(H)	H	—	異常に上昇しないこと。					
潤滑 油 系 統	致		封水量	—	E	(E)	E	—	異常な漏れがないこと。					
			劣化	—	—	—	—	—	定期整備時には交換。					
			漏水	—	E	(E)	E	—	異常な漏れがないこと。					
潤滑 油 系 統	致		劣化	—	—	—	—	—	定期整備時には交換。					
潤滑 油 系 統	致	軸受用グリースポンプ	手動給油	—	—	E	—	—	手動にて給油されること。グリース固化していないこと。					
			油脂量	E	E	E	E	—	規定値以上であること。					
			ベルトの張り具合	—	—	A	—	—	異常に緩んでないこと。					
潤滑 油 系 統	致		運転状況	—	(E)	(E)	E	—	異常な運転状況でないこと。					
潤滑 油 系 統	致	満水検知器	作動	—	E	D	E	—	満水を検知できること。					
			作動	—	E	D	E	—	満水が切れた時、速やかに停止すること。					
			満水維持の確認	—	E	D	E	—	満水検知後、落水しないこと。					
計 装 機 器	致	フロースイッチ	作動	—	D	D	D	—	流水時、フロースイッチの作動が正常なこと。					
			圧力計指示	—	E	(E)	E	—	指示値に異常がないこと。					
			圧力計零指針	E	—	E	—	—	指針は、零をさしていること。					
計 装 機 器	致	温度計指示	温度計指示	—	—	(E)	—	—	ポンプ停止状態で室温を指していること。					
			水位計指示	E	E	(E)	—	—	指示値が正常であること。					
特記 事項														

注1)管理運転では運転時にケーシング振動、軸受温度、封水量、油漏れなどを確認する。

注2)運転前後には油脂量などの確認を実施する。

注3)ポンプ本体の内部状況については、設置場所の水質や環境を考慮して点検する。

2 主ポンプ設備							機器名:			
2-6 主配管・弁類(主配管、電動弁、逆止弁)							機種形式:			
※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							※3 点検結果の判定基準			
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)							※4 傾向管理			
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視	○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。	
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		X	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。		
注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。 注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。										
装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法			※3 点検結果 No. No. No.	※ 4 傾 向 管 理	摘要	
				月点検 目 視	年 管 理	運 転 運 転 検				臨 時 点 検
主配管	全般	異常、損傷	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		塗装	—	—	E	—	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	主配管	水抜き	A	—	A	—	配管内に水が溜まっていないこと。		(凍結対策)	
		腐食	—	—	E	—	著しい腐食が発生していないこと。			
		漏れ	—	E	(E)	E	水漏れがないこと。			
		塗装	—	—	E	—	塗装の剥離および劣化がないこと。			
	致	全般	動作確認	—	D	—	D	正常に動作すること。		
			異常、損傷	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
致		弁箱	塗装	—	—	E	—	塗装の劣化・剥離がないこと。		
			水抜き	A	—	A	—	完全に水が抜けていること。		(凍結対策)
	腐食		—	—	E	—	腐食、錆がないこと。			
	劣化		—	—	E	—	著しい劣化のないこと。			
電動式弁	致	塗装	—	—	E	—	塗装の劣化・剥離がないこと。			
		弁体	腐食	—	—	—	—	著しい腐食が発生していないこと。		
		劣化	—	—	—	—	著しい劣化のないこと。			
		塗装	—	—	—	—	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	致	損傷	—	—	—	—	損傷のないこと。			
		水密ゴム	腐食	—	—	—	—	著しい腐食が発生していないこと。		
		グランドパッキン	水漏れ	—	—	E	—	水漏れがないこと。		
		減速機構及び弁軸	潤滑油量	—	—	E	—	規定量が給油されていること。		
致	開度計	異常音	—	H	(S)	S	開閉動作中に異常音を発生しないこと。			
		回転体の滑らかさ	—	H	H	H	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。			
	致	リミットスイッチ	零指針	—	—	E	E	全閉時の指針が0%開度を示していること。		
		トルクスイッチ	リミットスイッチの作動	—	E	(E)	E	弁体の動きと指針の動きが一致していること。		
逆止弁	致	電動機	作動	—	E	(E)	—	全閉、全開で正しく動作すること。		
		絶縁抵抗	—	—	M	—	絶縁抵抗値が規定値以上であること。		(盤にて測定)	
		温度	—	H	(H)	—	異常な発熱がないこと。			
		入力電流	—	M	(M)	M	入力電流が規定値以内であること。			
	致	開閉時間	—	M	(M)	M	開閉時間が規定値以内であること。			
		全般	動作確認	—	D	—	D	正常に動作すること。		
		異常、損傷	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		塗装	—	—	E	—	塗装の劣化・剥離がないこと。			
致	弁箱	水抜き	—	—	—	—	完全に水が抜けていること。		(凍結対策)	
		腐食	—	—	E	—	著しい腐食が発生していないこと。			
		劣化	—	—	E	—	著しい劣化のないこと。			
		塗装	—	—	E	—	塗装の劣化・剥離がないこと。			
致	弁体	腐食	—	—	—	—	著しい腐食が発生していないこと。			
		塗装・劣化	—	—	—	—	塗装の劣化・剥離がないこと。			
	致	損傷	—	—	—	—	損傷のないこと。			
		弁軸	腐食	—	—	—	—	著しい腐食が発生していないこと。		
致	ダッシュボット	回転の滑らかさ	—	—	—	—	カジリ、摩耗がないこと。			
	リミットスイッチ	油量(質)	—	—	E	—	指定の油面であること。油漏れがないこと。			
リミットスイッチ	リミットスイッチの作動	—	E	(E)	E	全閉、全開で正しく動作すること。				
特記事項										

2 主ポンプ設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	卓検	対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

注)Mは、原則として測定器を付り込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

- | | |
|---|--|
| ○ | 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。 |
| △ | 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。 |
| ✗ | 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。 |

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

3 主ポンプ設備駆動設備						
3-1 主原動機(ディーゼル機関)						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	指触

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: ディーゼル機関

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
全般	ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
		異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音のないこと。				
		塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のこと。				
機 関 本 体	台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	—	緩み、損傷がないこと。				
		水平度	—	—	—	—	—	運転に支障のないこと。				
		シリングヘッド	ヘッドガスケットの劣化	—	—	—	—	劣化がないこと。				
		弁の摩耗バネのへたり	—	—	—	—	—	摩耗、へたりがないこと。				
	クランク室	タペットの間隙	—	—	A	—	—	タペットの間隙(ピストン圧縮・TOPでチェック)				
		シリンドライナの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。				(連結棒本体、歯車、ピストンプッシュを含む)
		コンロッドメタルの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。				
		クランクシャフトの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。				
		クランクシャフトメタルの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。				
		ボルトの緩み	—	—	T	—	—	緩みがないこと。				
		カム軸の摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。				
	過給機	デフレクション	—	—	M	—	—	計測値がメークの規定値以内であること。		○	(歯車、軸受含む)	
		クランクシャフトの固着	—	D	—	—	—	引つかりがないこと(ターニング)。				
		フィルタの状況	—	—	E	—	—	異物がないこと。				
		振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。				
	過給機	異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音が発生していないこと。				
		油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。		(油ダム付のみ、2年毎に交換)		
		入口温度	—	M (M)	—	—	—	異常な温度上昇がないこと。		○		
		本体	—	—	—	—	—	傷、へこみがないこと。				
	ピストン	内部状況	—	—	E	—	—	過給器内部に腐食が発生していないこと。				
		ピストンの摩耗	—	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。		(ピストンピン、排気弁装置部、排気弁本体含む)		
		ピストンリング摩耗	—	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。				
		調整	—	—	—	—	—	調整(カバナバネ、速度設定ハンドル、軸受け、潤滑油、燃料ラック、駆動歯車を含む)				
	外部軸受	油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。		(フライホール含む)		
		振動(速度)	—	M (M)	M	—	—	異常な振動が発生していないこと。				
		温度	—	H (H)	H	—	—	異常な温度になっていないこと。				
	遠心クラッチ	摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。		(給油式の場合)		
		動作確認	—	E (E)	E	—	—	正常に動作すること。				
		油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。				
		摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。				

装 置 区 分	※1 装置 等の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	管 理 運 転 点 検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検				
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			(潤滑油系統含む)
			作動	—	S (S)	S	—	—	正常に作動すること。			
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。			
		初期潤滑油ポンプ	作動	—	S (S)	S	—	—	正常に作動すること。			(圧力調整弁、電動機含む)
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	絶縁劣化していないこと。			
		機関オイルパン	振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			(オイル交換、タンク内清掃は2年毎)
			オイルパン油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。			
			オイルパン内腐食	—	—	—	—	—	腐食していないこと。			
	潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	—	—	—	異物がないこと。			
		エレメント	—	—	—	—	—	—	異物がないこと。			(ペーパータイプは油交換時に交換)
燃料系統	致	潤滑油冷却器	漏れ	E	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。			
			腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	腐食していないこと。			
			劣化(エレメント)	—	—	—	—	—	劣化していないこと。			
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	—	消耗していないこと。			
			ドレン	—	—	A	—	—	ドレン排出。漏水の確認。			
		潤滑油	温度	—	M (M)	M	—	—	異常な温度上昇がないこと。		○	
			圧力	—	M (M)	M	—	—	圧力が正常であること。			
			性状分析	—	—	M	—	—	性状分析			
	燃料系統	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	—	H	H	H	—	引っかかりがないこと。			(空気混入、タペッド、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)
			エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。			
			プランジャー・吐出し弁劣化	—	—	—	—	—	劣化していないこと。			
			漏れ	E	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。			
			油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。			(油ダム付のみ、2年毎に交換)
			異物混入	—	—	E	—	—	異物がないこと。			
			突始め調整ボルト緩み	—	—	T	E	—	緩みがないこと。			
	冷却水系統	燃料濾過器	噴射時期	—	—	M	—	—	噴射時期が適切であること。			
			内部清掃	—	—	C	—	—	水分、異物がないこと。			(水分チェック)
			エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。			
		燃料弁	エレメント	—	—	E	—	—	異物がないこと。			(ペーパータイプは油交換時に交換)
			噴霧テスト	—	—	A	—	—	噴霧テスト噴口(詰り、後タレチェック)			
			摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。			
		高圧管	漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。			
			管内エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。			
			漏れ(亀裂)	—	E (E)	E	E	—	漏れ(亀裂)がないこと。			
			振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
	冷却水系統	燃料供給ポンプ	摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。			
			腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。			
			漏れ	E	E (E)	E	E	—	漏れがないこと。			
			振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
			ドレン量	—	—	E	—	—	ドレン排出			
	冷却水系統	内部冷却水ポンプ	振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
			摩耗、劣化	—	—	—	—	—	摩耗、劣化していないこと。			
			配管漏れ	E	E (E)	E	E	—	漏れがないこと。			
			配管腐食	—	—	—	—	—	腐食していないこと。			
			配管振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
			バルブ開閉	—	—	E	E	—	開閉できること。			
			バルブ劣化	—	—	—	—	—	劣化していないこと。			
		温調弁	空気抜き	E	E (E)	E	—	—	空気抜き			
			作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。			
		漏れ	—	E (E)	E	—	—	—	漏れがないこと。			
		水質検査	水質	—	—	(M)	—	—	水質			(不凍液の場合、濃度管理は毎年)

装 置 区 分	※1 装置 等の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果			※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	管 理 運 転 点 検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検		No.	No.	No.		
空氣始動系統	致	分配弁・塞止弁・操縦弁	作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。					
			漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。					
			配管劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			配管漏れ	—	E	E	E	E	漏れがないこと。					
			配管腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
	致	電磁弁・減圧弁	作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。					(30k用電磁弁の分解は年点検)
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			エア漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。					
	致	始動弁	エア漏れ	—	H (H)	H	—	—	漏れがないこと。					(始動15分後接続配管にて)
			作動確認	—	—	W	—	—	正常に作動していること。					(機関装着後弁棒動き確認)
			PTO始動(エアラン)	—	—	D	—	—	正常に作動していること。					(全シングル)
電気始動系統	致	セルモータ	作動	—	D	W	D	—	正常に作動していること。					
			空気漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。					
			ブラシの状態	—	—	E	—	—	ブラシの状態確認					
	致	予熱栓	作動	—	E (E)	—	—	—	正常に作動していること。					(付属の場合)
			劣化	—	E	E	—	—	劣化していないこと。					(付属の場合)
	致	電磁スイッチ	作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					(ケーブル、切替開閉器、操作開閉器、補助継電器、限時継電器、制御電源、配線用遮断器を含む)
		停止ソレノイド	作動	—	D (D)	D	—	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
計装機器	致	センサ類(温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			フロースイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
	致	ゲージ類(温度、圧力、回転他)	冷却水温度計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。					
			潤滑油温度計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。					
			排気温度計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。					(ハラツキチェック)
			冷却水圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
消音器・排気管	致	消音器	潤滑油圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
			回転計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。					(変動値チェック)
			腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
	致	排気管	漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。					
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	ドレン排出					
			腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。					
			排気口の閉塞	—	—	E	—	—	閉塞していないこと。					

装 置 区 分	※1 装置 等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果			※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	管 理 運 転 点 検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検		No.	No.	No.		
冷却装置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	E	—	水量が減っていないこと。					
			漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。					
			キャップ耐圧	—	E	(E)	E	—	キャップが閉まっていること。					(圧力キャップの場合)
		清水冷却器	劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			ホース劣化	—	—	H	—	—	劣化していないこと。					
			ファンベルト	E	E	E	—	—	傷、緩みがないこと。					
	空気冷却器	漏れ	漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	腐食していないこと。					
		防蝕亜鉛の消耗	劣化(エレメント)	—	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	—	消耗していないこと。					
運転状況	運転状況	運転状況	腐食、劣化	—	—	—	—	—	腐食、劣化していないこと。					
			ドレン	—	E	(E)	E	—	ドレン排出					
			異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がしていないこと。					
			排気色	—	E	(E)	E	—	排気色の確認					
			ミストの状況	—	E	(E)	E	—	ミスト量の確認					
			給気管ドレン抜き	—	A	(A)	A	—	ドレン状況の確認					
			給気圧力	—	M	(M)	M	—	給気圧力に異常のないこと。					
			冷却水管エア抜き	—	A	(A)	A	—	エア溜まりがないか。					
			冷却水温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。				○	
			過給機停止所要時間	—	—	(M)	—	—	過給機停止所要時間計測					
	保護回路による機関の停止確認	保護回路による機関の停止確認	燃料消費量	—	—	—	—	—	燃料消費量が規定値以下であること。					
			各気筒排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。				○	
			排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。					
			発熱	—	—	(H)	H	—	異常な発熱がないこと(軸受部、クランクケース等)。					
			ラック目盛	—	E	(E)	E	—	指示値が正常であること。					(全シングル)
	運転後の確認	運転後の確認	回転速度	—	M	(M)	M	—	規定値付近であること。					
			始動時間	—	M	(M)	M	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
			停止時間	—	M	(M)	M	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
			断水	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
特記事項			冷却水温	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			潤滑油圧	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			過速度	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					(単独運転にて)
			潤滑油ブライミングポンプ運転	—	E	E	E	—	ブライミング状況の確認					
			ターニングによる燃料ガスの排出	—	A	A	A	—	ターニングによる燃料ガスの排出					(2回転またはエアラン運転後)
			クランクケース内軸受	—	—	H	H	—	異常な発熱がないこと。					

注1)不凍液、腐食防止剤を使用している場合の濃度管理は1年毎。

注2)高温変色している場合は火傷に注意すること。

3 主ポンプ設備駆動設備
3-4 動力伝達装置(減速機(水冷))

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	指触

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: 水冷

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	点検				
				目視	管理運転	点検	点検	点検				
全般		減速機全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。			
潤滑油系統	致	オイルシール	漏れ	—	E	E	—	—	油漏れがないこと。			
			量(質)	E	E	E	E	—	指定の油面であること。 油漏れがないこと。			
		潤滑油	圧力	—	M (M)	M	—	—	規定範囲内であること。			
			温度	—	M (M)	M	—	—	規定値以内であること。		○	
	致	潤滑油ポンプ	異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音がないこと。			
			リリーフ弁	—	—	—	—	—	シート面が正常であること。 正常に動作する事。			
			本体	—	—	E,H	—	—	変形等異常がないこと。 異常な温度上昇がないこと。			
	致	潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	—	—	異物の混入、目詰まりがないこと。			
			エレメント	—	—	—	—	—	目詰まりがないこと。			(ペーパータイプは油交換時に交換)
冷却水系統	致	冷却水	漏れ	E	E (E)	E	E	E	フランジ継手部から油漏れがないこと。			
			圧力	—	E (E)	E	—	—	規定範囲内であること。			
	致	潤滑油冷却器	フローサイト	—	—	C	—	—	目視できること。 フランジの動きが正常であること。			
			漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。			
			腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	異常な腐食がないこと。			
			劣化(エレメント)	—	—	—	—	—	詰り、変形等がないこと。			
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	—	規定範囲内であること。			
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	水分が混入していないこと。			(漏水の確認)
	致	配管	漏れ	E	E (E)	E	E	E	フランジ継手部から水漏れがないこと。			
			腐食(内部)	—	—	—	—	—	著しい腐食がないこと。腐食発生で内径縮小していないこと。			
減速機本体	致	据付部	架台	E	E	E	E	E	変形がないこと。			
			水平度	—	—	—	—	—	運転に支障のないこと。			
			基礎ボルト、ナット	—	—	H	—	—	緩みがないこと。			
			振動	—	M (M)	M	—	—	異常な振動がないこと。			
	致	歯車箱	本体損傷	E	E	E	E	E	変形等異常がないこと。			
		軸受	温度	—	M (M)	M	—	—	規定値以下の温度であること。			
			振動(速度)	—	M (M)	M	—	—	異常な振動がないこと。		○	
		摩耗	—	—	—	—	—	—	規定寸法以上に摩耗していないこと。			
		歯車	摩耗	—	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。			

注)管理運転では、動作時に異音、配管漏れ、センサ類の動作、温度、振動などを確認する。

3 主ポンプ設備駆動設備						
3-5 動力伝達装置(減速機(空冷))						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	—	目視

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: 空冷

※3 点検結果の判定基準						
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。					
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。					
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。					

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理 運転 検査	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
全般		減速機全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。			
潤滑油系統	潤滑油致	オイルシール	漏れ	—	E (E)	—	—	—	油漏れがないこと。			
			量(質)	E	E	E	E	—	指定の油面であること。油漏れがないこと。			
		潤滑油	圧力	—	M (M)	M	—	—	規定範囲内であること。			
			温度	—	M (M)	M	—	—	規定値以内であること。		○	
	潤滑油ポンプ致	潤滑油ポンプ	異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音がないこと。			
			リリーフ弁	—	—	—	—	—	シート面が正常であること。正常に動作すること。			
			本体	—	—	E,H	—	—	変形等異常がないこと。異常な温度上昇がないこと。			
		潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	—	—	異物の混入、目詰まりがないこと。			
			エレメント	—	—	—	—	—	目詰まりがないこと。		(ペーパータイプは油交換時に交換)	
		配管	漏れ	E	E (E)	E	E	—	フランジ継手部から油漏れがないこと。			
減速機本体	据付部致	据付部	架台	E	E	E	E	—	変形がないこと。			
			水平度	—	—	—	—	—	運転に支障のないこと。			
		基礎ボルト、ナット	基礎ボルト、ナット	—	—	H	—	—	緩みがないこと。			
			振動	—	M (M)	M	—	—	異常な振動がないこと。			
	歯車箱	本体損傷	E	E	E	E	—	—	変形等異常がないこと。			
		軸受	温度	—	M (M)	M	—	—	規定値以下の温度であること。			
			振動(速度)	—	M (M)	M	—	—	異常な振動がないこと。		○	
		摩耗	—	—	—	—	—	—	規定寸法以上に摩耗していないこと。			
	歯車	摩耗	—	—	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。			
多板クラッチ	軸受	軸受	温度	—	M (M)	M	—	—	規定値以下の温度であること。			
			振動(速度)	—	M (M)	M	—	—	異常な振動がないこと。			
			摩耗	—	—	—	—	—	規定寸法以上に摩耗していないこと。			
	作動油ポンプ致	クラッチ	作動	—	D (D)	D	—	—	動作に異常がないこと。スペリ等の異常がないこと。			
			リリーフ弁	—	—	—	—	—	シート面が正常であること。正常に動作すること。			
		作動油ポンプ	本体	—	—	E,H	—	—	変形等異常がないこと。異常な温度上昇がないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音がないこと。			
			圧力	—	E (E)	E	—	—	規定範囲内であること。			
		配管	E	E (E)	E	E	—	—	油漏れがないこと。			
軸継手	軸継手致	軸継手	芯出し	—	—	—	—	—	芯ずれ・面ぶれが許容値以内であること。			
			摩耗	—	—	E	—	—	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。			
			締め具合	—	—	H	—	—	ボルト、ナットの緩みがないこと。			

4 系統機器設備						
4-1-1 燃料系統(タンク類-屋外タンク設備)						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: 屋外タンク型

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	目視				
全般	燃料系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		異常音	—	S (S)	S	—	—	—	異常音のないこと。			
		塗装	—	—	E	—	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。			
燃料小出槽	致	本体	ドレン抜き	—	—	A	—	—	水分が混入していないこと。			
			漏洩等	E	E	E	E	—	漏れがないこと。			
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。			
			油量	E	E	E	E	—	油面計により確認し、異常に下がっていないこと。			
			槽内の汚れ	—	—	—	—	—	清掃等の実施			
	油面計	取付部の緩み	—	—	H	—	—	—	緩みがないこと。			
		本体の状況	—	—	E	—	—	—	著しい損傷、汚れがないこと。清掃等の実施			
		指示状況	E	E	E	E	—	—	指示値が正常なこと。			
	配管・弁	外観	—	—	E	—	—	—	漏れがないこと。			
		腐食等	—	—	E	—	—	—	著しい腐食、劣化がないこと。			
		防油堤	構造物	—	—	E	—	E	損傷がないこと。			
	標識表示板	滞水、滯油	—	—	E	—	—	—	滯油、滯水がないこと。			
		土砂の堆積	—	—	E	—	—	—	有害な堆積がないこと。			
		記載事項の適否	—	—	E	—	—	—	適正であること。			
燃料貯油槽 (屋外タンク)	基礎等	損傷	—	—	E	—	—	—	著しい損傷がないこと。			
		汚れ	—	—	E	—	—	—	著しい汚れがないこと。			
		地盤面	—	E	E	—	—	—	くぼみ等の有無及び排水の適否			
		犬走り、法面及びコンクリートリング	—	E	E	—	—	—	変形、亀裂、損傷の有無			
	防油堤	鋼製架台	—	E	E	—	—	—	変形、亀裂、損傷、腐食の有無			
		柵	—	E	E	—	—	—	変形、亀裂、損傷、腐食の有無			
		全般	—	E	E	—	E	—	損傷がないこと。			
	タンク本体	滞水、滯油	—	—	E	—	—	—	滯油、滯水がないこと。			
		土砂の堆積	—	—	E	—	—	—	有害な堆積がないこと。			
	底板	漏洩の有無	—	E	E	—	E	—	漏れがないこと。			
		不等沈下の有無	—	—	E	—	—	—	レベル計等による沈下測定			
		全般	—	—	E	—	E	—	漏れ、腐食、変形がないこと。			
		張出部	—	—	E	—	—	—	変形、亀裂、損傷の有無			
		—	—	E	—	—	—	—	めり込み、浮き上がり、土砂堆積、滯水の有無			
		—	—	E	—	—	—	—	塗装状況及び腐食の有無			
		固定ボルト	—	—	E	—	—	—	腐食、ゆるみ等の有無			(目視又は打診)

4 系統機器設備
4-1-2 燃料系統(タンク類-地下タンク設備)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	指触

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: 地下タンク型

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理 運転 検査	運 転 点 検	臨 時 点 検	運 転 時 点 検				
全般	燃料系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		異常音	—	S (S)	S	—	—	—	異常音のないこと。			
		塗装	—	—	E	—	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。			
燃料小出槽	致	本体	ドレン抜き	—	—	A	—	—	水分が混入していないこと。			
			漏洩等	E	E	E	E	—	漏れがないこと。			
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。			
			油量	E	E	E	E	—	油面計により確認し、異常に下がっていないこと。			
		槽内の汚れ	—	—	—	—	—	—	清掃等の実施			
	油面計	取付部の緩み	—	—	H	—	—	—	緩みがないこと。			
		本体の状況	—	—	E	—	—	—	著しい損傷、汚れがないこと。清掃等の実施			
		指示状況	E	E	E	E	—	—	指示値が正常なこと。			
	配管・弁	外観	—	—	E	—	—	—	漏れがないこと。			
		腐食等	—	—	E	—	—	—	著しい腐食、劣化がないこと。			
		防油堤	構造物	—	—	E	—	E	損傷がないこと。			
		滞水、滯油	—	—	E	—	—	—	滯油、滯水がないこと。			
		土砂の堆積	—	—	E	—	—	—	有害な堆積がないこと。			
	標識表示板	記載事項の適否	—	—	E	—	—	—	適正であること。			
		損傷	—	—	E	—	—	—	著しい損傷がないこと。			
		汚れ	—	—	E	—	—	—	著しい汚れがないこと。			
燃料貯油槽(地下タンク)	致	本体上部スラブ	亀裂	—	—	E	—	—	有害な亀裂がないこと。			
			崩落	—	—	E	—	—	有害な崩落がないこと。			
			不等沈下	—	—	E	—	—	有害な不等沈下がないこと。			
	致	タンク本体	漏洩の有無	—	—	E	—	E	漏れがないこと。			
			位置固定の良否	—	—	E	—	—	緩みがないこと。			
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。			
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
			引火防止網の脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			目詰まり	—	—	E	—	—	目詰まりがないこと。			
	計量口	蓋の閉鎖状況	—	—	E	—	—	—	しっかりと閉まること。			
			変形	—	—	E	—	—	著しい変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
			油量(漏れ)	E	E	E	E	—	漏れがないこと。			
	致	油面計	取付部の緩み	—	—	H	—	—	緩みがないこと。			
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
			汚れ	—	—	—	—	—	汚れのないこと。			
			指示状況	E	E	E	E	—	指示値が正常なこと。			
	致	漏洩検知管	変形	—	—	E	—	—	変形による漏れがないこと。			
			損傷	—	—	E	—	—	損傷による漏れがないこと。			
			土砂等の堆積	—	—	—	—	—	有害な堆積がないこと。			

装 置 区 分	※1 装置 等の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
				目 視	管 理 運 転	点 検	点 検					
燃料 貯 油 槽 (地下 タン ク)	注入口	蓋の開閉状況	—	—	E	—	—	—	しっかりと閉まること。			
			—	—	E	—	—	—	著しい損傷がないこと。			
		注入口ピット	損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
			亀裂	—	—	E	—	—	著しい亀裂がないこと。			
			滯油、滯水	—	—	E	—	—	滯油、滯水がないこと。			
	配管	土砂等の堆積	—	—	E	—	—	—	有害な堆積がないこと。			
		油種別表示の有無	—	—	E	—	—	—	表示がなされていること。			
		配管用点検ボックス	漏洩の有無	—	—	E	—	E	漏れがないこと。			
			損傷	—	—	E	—	E	著しい損傷がないこと。			
			塗装状況	—	—	E	—	—	剥離や劣化がないこと。			
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。			
			固定の適否	—	—	E	—	—	緩みがないこと。			
特 記 事 項	配管用バルブ	損傷	—	—	E	—	E	—	損傷がないこと。			
		漏れ	—	—	E	—	E	—	漏れがないこと。			
		損傷	—	—	E	—	E	—	著しい損傷がないこと。			
	配管用電気防食設備	開閉機能の適否	—	—	D	—	—	—	開閉がスムースにできること。			
		端子箱の損傷	—	—	E	—	—	—	著しい損傷がないこと。			
		土砂の堆積	—	—	E	—	—	—	有害な堆積がないこと。			
	接地	端子の緩み	—	—	E	—	—	—	緩みがないこと。			
		損傷	—	—	E	—	—	—	損傷がないこと。			
		結合部の緩み	—	—	E	—	—	—	緩みがないこと。			
	囲い、床、ためます、油分離槽	接地抵抗値の適否	—	—	M	—	—	—	基準値以下であること。			
		構造物	—	—	E	—	E	—	損傷、亀裂がないこと。			
		内部状況	—	—	E	—	—	—	滯油、滯水がないこと。			
	標識表示板	土砂の堆積	—	—	E	—	—	—	有害な堆積がないこと。			
		記載事項の適否	—	—	E	—	—	—	適正であること。			
		損傷	—	—	E	—	—	—	著しい損傷がないこと。			
		汚れ	—	—	E	—	—	—	著しい汚れがないこと。			

注1) 管理運転前後には油量や漏れなどの確認を実施する

注2) 地下・屋内タンクの点検整備は、上記点検項目のほか、法令に基づく点検項目及び方法により実施し、結果を記録保存する。

4 系統機器設備

4-2 燃料系統(移送ポンプ)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: 燃料ポンプ

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

4 系統機器設備						
4-3 冷却水系統						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	指触

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理 運転 点検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
全般		冷却水系統 全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。			
致	横軸ポンプ	ポンプ・電動機(軸継手を含む)	全般	E	E	E	E	—	汚れ・傷・腐食等がないこと。異常な摩耗や損傷がないこと。			
			潤滑油量	E	E	E	E	—	指定の油面であること。油漏れがないこと。			
			振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動がないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音がないこと。			
			軸受温度	—	H (H)	H	—	—	異常な温度上昇がないこと。			
			グランド温度	—	H (H)	—	—	—	異常な温度上昇がないこと。			
			締切圧力	—	— (E)	—	—	—	過去の値と著しい変化がないこと。			
			回転の滑らかさ	—	H	H	—	—	軽く回転し、固かつたりムラがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			電流	—	M (M)	—	—	—	定格電流値以内であること。			
		配管・弁	電圧	—	M (M)	—	—	—	定格電圧付近であること。			
			吐出し圧力	—	— (M)	—	—	—	規定圧力であること。			○
			軸継手締り具合	—	—	H	—	—	ボルト・ナットの緩みがないこと。			
			軸継手カップリングゴムの摩耗	—	—	E	—	—	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。			
			漏れ	—	—	E	—	E	漏れがないこと。			
		計器	腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。			
			劣化	—	—	E	—	—	著しい劣化がないこと。			
		その他	塗装	—	—	E	—	—	腐食及び劣化がないこと。			
			圧力計	—	—	E	—	—	零点が正常なこと。			
		その他	真空計	—	—	E	—	—	零点が正常なこと。			
			吸込水槽水位	E	E	E	E	—	運転可能な水位であること。			
			呼水状況	—	E (E)	E	—	—	正常な運転ができること。			
水中ポンプ	ポンプ・電動機	ポンプ・電動機	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			(盤にて測定)
			メカニカルシールの摩耗	—	—	—	—	—	—			
			電流	—	M (M)	—	—	—	定格電流値以内であること。			
			電圧	—	M (M)	—	—	—	定格電圧付近であること。			
			吐出し圧力	—	— (M)	—	—	—	規定圧力であること。			○
			締切圧力	—	— (E)	—	—	—	過去の値と著しい変化がないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	腐食及び劣化がないこと。			
		配管・弁	水中ケーブルの劣化	—	—	—	—	—	外傷がないこと。			
			漏れ	—	—	E	—	—	漏れがないこと。			
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。			
			劣化	—	—	E	—	—	著しい劣化がないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	腐食及び劣化がないこと。			

注)管理運転前後には潤滑油量などの確認を実施する。

4 系統機器設備

4-4 始動空氣系統

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

4 系統機器設備

4-5 滿水系統

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

5 電源設備

5-1 自家発電設備(自家発電機盤)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—		点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式：

※3 点検結果の判定基準	※4 傾向管理
○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。	
× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。	

5 電源設備

5-2 自家発電設備(ディーゼル機関)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	—	目視

(注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

(注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
全般	機 関 本 体 致	ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のこと。			
		台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	—	緩み、損傷がないこと。			
			水平度	—	—	—	—	—	運転に支障のないこと。			
		シリンダヘッド	ヘッドガスケットの劣化	—	—	—	—	—	劣化がないこと。			
			弁の摩耗バネのへたり	—	—	—	—	—	摩耗、へたりがないこと。			
			タペットの間隙	—	—	A	—	—	タペットの間隙(ピストン圧縮・TOPでチェック)			
		クランク室	シリンダライナの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。	(連結棒本体、歯車、ピストンプッシュを含む)		
			コンロッドメタルの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
			クランクシャフトの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
			クランクシャフトメタルの摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
			ボルトの緩み	—	—	T	—	—	緩みがないこと。			
			カム軸の摩耗	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
			デフレクション	—	—	M	—	—	計測値がメークの規定値以内であること。		○	
		過給機	クランクシャフトの固着	—	D	—	—	—	引っかかりがないこと(ターニング)。	(歯車、軸受含む)		
			フィルタの状況	—	—	E	—	—	異物がないこと。			
			振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音が発生していないこと。			
			油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。			油ダメ付のみ 2年 毎に交換
			入口温度	—	M (M)	—	—	—	異常な温度上昇がないこと。		○	
			本体	—	—	—	—	—	傷、へこみがないこと。			
			内部状況	—	—	E	—	—	過給器内部に腐食が発生していないこと。			
		ピストン	ピストンの摩耗	—	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。	(ピストンピッキン、排気弁装置部、排気弁本体含む)		
			ピストンリング摩耗	—	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。			
		調速機	調整	—	—	—	—	—	調整(ガバナバネ、速度設定ハンドル、軸受け、潤滑油、燃料ラック、駆動歯車を含む)			
		外部軸受	油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。	(フライホイール含む)		
			振動(速度)	—	M (M)	M	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
			温度	—	H (H)	H	—	—	異常な温度になっていないこと。			
			摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。			
		遠心クラッチ	動作確認	—	E (E)	E	—	—	正常に動作すること。			
			油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。	(給油式の場合)		
			摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。			

装 置 区 分	※1 装置 等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向 管理	摘要
				月点検 目 視	管 理 運 転 点 検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検				
				(H) H	(S) S	(E) E	(E) E	(E) E				
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			(潤滑油系統含む)
			作動	—	S (S)	S	—	—	正常に作動すること。			
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。			
		初期潤滑油ポンプ	作動	—	S (S)	S	—	—	正常に作動すること。			(圧力調整弁、電動機含む)
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	絶縁劣化していないこと。			
		機関オイルパン	振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			(オイル交換、タンク内清掃は2年毎)
			オイルパン油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。			
			オイルパン内腐食	—	—	—	—	—	腐食していないこと。			
		潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	—	—	異物がないこと。			(ペーパータイプは油交換時に交換)
			エレメント	—	—	—	—	—	異物がないこと。			
		潤滑油冷却器	漏れ	E	E	(E)	E	—	漏れがないこと。			(空気混入、タップ、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)
			腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	腐食していないこと。			
			劣化(エレメント)	—	—	—	—	—	劣化していないこと。			
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	—	消耗していないこと。			
			ドレン	—	—	A	—	—	ドレン排出			
		潤滑油	温度	—	M (M)	M	—	—	異常な温度上昇がないこと。	○		(油ダメのみ、2年毎に交換)
			圧力	—	M (M)	M	—	—	圧力が正常であること。	○		
			性状分析	—	—	M	—	—	性状分析	○		
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	—	H	H	H	—	引っかかりがないこと。			(空気混入、タップ、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)
			エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。			
			プランジャー・吐出し弁劣化	—	—	—	—	—	劣化していないこと。			
			漏れ	E	E	(E)	E	—	漏れがないこと。			
			油量	E	E	E	E	—	油量が適切であること。			
			異物混入	—	—	E	—	—	異物がないこと。			
			突始め調整ボルト緩み	—	—	T	E	—	緩みがないこと。			
			噴射時期	—	—	M	—	—	噴射時期が適切であること。			
		燃料濾過器	内部清掃	—	—	C	—	—	水分、異物がないこと。			(水分チェック)
			エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。			
			エレメント	—	—	E	—	—	異物がないこと。			
		燃料弁	噴霧テスト	—	—	A	—	—	噴霧テスト噴口(詰り、後タレチェック)			噴口詰り、後タレチェック
			摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。			
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。			
	致	高压管	管内エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。			
			漏れ(亀裂)	—	E	(E)	E	E	漏れ(亀裂)がないこと。			
			振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
		燃料供給ポンプ	摩耗	—	—	—	—	—	摩耗していないこと。			
	配管	配管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。			
			漏れ	E	E	(E)	E	E	漏れがないこと。			
			振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。			
			ドレン量	—	—	E	—	—	ドレン排出			

装 置 区 分	※1 装置 等の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果			※ 4 傾 向 管 理	摘要	
				月点検 目 視	管 理 運 転 点 検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検		No.	No.	No.			
冷却水系統	致	内部冷却水ポンプ	振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。						
			摩耗、劣化	—	—	—	—	—	摩耗、劣化していないこと。						
			配管漏れ	E	E (E)	E	E	—	漏れがないこと。						
			配管腐食	—	—	—	—	—	腐食していないこと。						
			配管振動	—	H (H)	H	—	—	異常な振動が発生していないこと。						
			バルブ開閉	—	—	E	E	—	開閉できること。						
			バルブ劣化	—	—	—	—	—	劣化していないこと。						
			空気抜き	E	E (E)	E	—	—	空気抜き						
		温調弁	作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。						
			漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。						
空気始動系統	致	分配弁・塞止弁・操縦弁	水質	—	—	(M)	—	—	水質(不凍液等を使用している場合の濃度管理は1年毎)						
			作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。						
			漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。						
			配管劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。						
			配管漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。						
		電磁弁・減圧弁	配管腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。						
			作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。					(30k用電磁弁は年点検で分解)	
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。						
			エア漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。						
			始動弁	エア漏れ	—	H (H)	H	—	漏れがないこと(接続配管にて)。					(始動15分後)	
		停止用エアピストン	作動確認	—	—	W	—	—	正常に作動していること(弁棒の動き)。					(機関装着後)	
			PTO始動(エアラン)	—	—	D	—	—	正常に作動していること。					(全シリンダ)	
			作動	—	D	W	D	—	正常に作動していること。						
		セルモータ	空気漏れ	—	E (E)	E	—	—	漏れがないこと。						
			ブラシの状態	—	—	E	—	—	ブラシの状態確認						
			作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。						
電気始動系統	致	予熱栓	劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。						
			作動	—	E (E)	—	—	—	正常に作動していること。					(付属の場合)	
			劣化	—	E	E	—	—	劣化していないこと。					(付属の場合)	
		電磁スイッチ	作動	—	E (E)	E	—	—	正常に作動していること。					(ケーブル、切替開閉器類、補助継電器類、制御電源、配線用遮断器含む)	
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。						
		停止ソレノイド	作動	—	D (D)	D	—	—	正常に作動していること。						
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。						
計装機器	致	センサ類(温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。						
			油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。						
			油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。						
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。						
			フロースイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。						
			速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。						
	ゲージ類(温度、圧力、回転他)		冷却水温度計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。						
			潤滑油温度計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。						
			排気温度計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。					(ハラツキチェック)	
			冷却水圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。						
			潤滑油圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。						
			回転計指示	—	E (E)	E	—	—	指示値が適切であること。					(変動値チェック)	

5 電源設備

5-4 自家発電設備(発電機)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

5 電源設備

5-7 受變電設備(低壓受變電)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

（三）对拟采购的设备、材料、服务等，由采购人进行评估，报同级财政部门审核。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装置 等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要	
				月点検	年 目 視	運 管 理	臨 時 点 検					
				運 転	時 点 検	運 転	時 点 検					
全般	受電設備全般		動作確認	—	D	✓	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	✓	E	E	異常、損傷、塗装の剥離・劣化がないこと。			
			ハンドホールの異常	—	E	✓	—	E	ハンドホール内部の損傷、浸水がないこと。			
受電部	北電側	引込柱	汚れ、ひび割れ	—	E	✓	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。			
			傾斜	—	E	✓	—	—	傾斜がないこと。			
			腕金の異常	—	E	✓	—	—	発錆、変形、腐食がないこと。			
			碍子の異常	—	E	✓	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。			
			玉碍子の破損	—	E	✓	—	—	破損がないこと。			
			支持クリップの脱落	—	E	✓	—	—	脱落がないこと。			
	電線・支持物		電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	—	E	✓	—	—	離隔が保たれていること。			
			標識・保護柵の状況	—	E	✓	—	—	異常がないこと。			
			支線グリップの脱落	—	E	✓	—	—	脱落がないこと。			
			腕木・碍子・支線・保護柵等の異常	—	E	✓	—	—	損傷、腐食がないこと。			
			電線の碍子捕縛状況	—	E	✓	—	—	異常がないこと。			
	ケーブル		露出部の亀裂、損傷	—	E	✓	—	—	亀裂、損傷、腐食がないこと。			
			盤面の状態	E	E	✓	—	—	異常がないこと。			
配電設備	札幌市側	引込開閉器盤	扉の開閉・施錠	—	—	✓	—	H	異常がないこと。			
			メータの零点	—	—	✓	E	—	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	—	—	✓	E	E	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	—	—	✓	E	—	異常がないこと。			
			機器取付・配線の状態	—	—	✓	E	—	異常がないこと。接続部のゆるみがないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	✓	E	—	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	—	—	✓	E	—	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	—	—	✓	E	—	異常がないこと。			
			警報装置の異常	—	—	✓	E	—	異常がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	✓	M	—	規定値以上であること。		(測定結果は別紙)	
特記事項	低圧受電盤		盤面の状態	E	E	✓	—	—	異常がないこと。			
			扉の開閉・施錠	—	—	✓	H	—	H	異常がないこと。		
			メータの零点	—	—	✓	E	—	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	✓	(E)	E	E	異常がないこと。		
			計器・切換開閉器	E	E	✓	E	—	異常がないこと。			
			自家発運転時間計	—	E	✓	(E)	E	—	運転時間に正確に追随していること。		
			操作機構	—	D	✓	D	—	—	異常がないこと。		
			機器取付・配線の状態	—	—	✓	E	E	—	異常がないこと。		
			主回路導体の状態	E	E	✓	E	—	—	異常がないこと。		
			配線端子符号の脱落	—	—	✓	E	—	—	脱落がないこと。		
			ケーブル端子の状態	—	—	✓	E	—	—	異常がないこと。		
			警報装置の異常	—	—	✓	E	—	—	異常がないこと。		
			接続部	—	—	✓	H	—	—	緩みがないこと。		
			絶縁抵抗	—	—	✓	M	—	—	規定値以上であること。		(測定結果は別紙)
			接地抵抗	—	—	✓	M	—	—	規定値以内であること。		(1F接地抵抗箱)
			保護継電器の動作	—	—	✓	D	—	—	動作に異常がないこと。		
			計器校正	—	—	✓	E	—	—	零点、指示値が正しいこと。		

注1) 管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。

注2) 管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。

注1)管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。

注1)管理運転では、操作するごとに正常に動作することを確認。
注2)管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。

5 電源設備

5-8 直流電源設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式：

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

5 電源設備

5-9 無停電電源設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名：

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
				目 視	管 理	運 転	点 検					
全般	無停電電源設備全般		動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化がないこと。			
無停電電源設備	無停電電源盤		電解コンデンサ	—	—	E	E	—	異常がないこと。			
			変圧器、リクトル外観	—	—	E	E	—	異常がないこと。			
			冷却ファン振動	—	—	E	E	—	振動がないこと。			
			盤面の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	—	—	H	—	H	異常がないこと。			
			メータの零点	—	—	E	E	—	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	—	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	—	—	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			接続部	—	—	H	—	—	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			
			保護回路、警報回路の動作	—	—	D	—	—	動作に異常がないこと。			
			計器校正	—	—	E	—	—	零点、指示値が正しいこと。			
特記事項	鉛蓄電池		端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損	E	E	E	—	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。			
			均等充電	—	A	A	—	—	充電電圧値が正常であること。			
			支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	—	—	E	—	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくりがないこと。			
			端子電圧	—	M	M	—	—	基準値であること。			

注)管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。

6 除塵設備
6-1 除塵機・操作盤

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	—

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年点検 管理運転検	運転時点検	臨時点検					
全般	致	貯留設備全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音のないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。			
			動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
スクリーン	致	スクリーン	塗装	E	E	E	—	—	はがれ、割れ、ふくれがないこと。			
			腐食	E	E	E	—	—	支障となる腐食がないこと。			
			変形、損傷	E	E	E	E	E	支障となる変形、損傷がないこと。			
	除塵機致	減速機	潤滑油量	E	E	E	—	—	適正な油量であること。			
			油漏れ	E	E	E	—	—	油漏れがないこと。			
			軸受温度	—	H (H)	H	—	—	異常な発熱がないこと。			
			振動(速度)	—	H (H)	H	—	—	異常な振動がないこと。			
		電動機	フレーム温度	—	H (H)	H	—	—	異常な発熱がないこと。			
			軸受温度	—	H (H)	H	—	—	異常な発熱がないこと。			
			振動(速度)	—	H (M)	H	—	—	異常な振動がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
			電流値	—	M (M)	M	—	—	定格電流値以下であること。			
			異常音	—	S (S)	S	—	—	異常音がないこと。			
	伝動チェーン・スプロケット	伝動チェーン・スプロケット	給油	E	E	E	—	—	油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
			摩耗	—	—	E	—	—	異常な摩耗がないこと。			
			伸び	—	—	A	—	—	チェーンにたるみがないこと。伸びは許容値以下であること。			
			屈曲	—	—	E	—	—	異常な曲がりがないこと。			
			損傷	—	—	E	—	E	支障となる損傷がないこと。			
	粉体継手	粉体継手	起動時スリップ	—	E (E)	—	—	—	許容起動時間内であること。			
			温度	—	H (H)	H	—	—	異常な発熱がないこと。			
			振動(速度)	—	H (H)	H	—	—	異常な振動がないこと。			
	流体継手	流体継手	作動油	E	E	E	—	—	適正な油量であること。作動油の劣化がないこと。			
			油漏れ	E	E	(E)	—	—	油漏れがないこと。			
			温度	—	H (H)	H	—	—	異常な発熱がないこと。			
			振動(速度)	—	H (H)	H	—	—	異常な振動がないこと。			
	卷上ワイヤ	卷上ワイヤ	摩耗	—	—	E	—	—	異常な摩耗がないこと。			
			損傷	—	—	E	—	E	支障となる損傷がないこと。			
		チエーン・スプロケット	伸び	—	—	A	—	—	チエーンにたるみがないこと。伸びは許容値以下であること。			
			摩耗	—	—	E	—	—	異常な摩耗がないこと。			
	致	スクリュー・テークアップ	損傷	—	—	E	—	E	支障となる損傷がないこと。			
			作動	—	—	E	—	—	滑らかに作動すること。			
		レーキ及びローラ	腐食	—	—	E	—	—	スクリューパー又は摺動レール部に錆がないこと。			
			異常、損傷	E	E	E	—	E	レーキガイドからローラが外れたりスクリューパーとの噛合が乱れたりしていないこと。			
		摩耗	—	—	E	—	—	—	異常な摩耗がないこと。			

6 除塵設備

6-2 搬送設備・貯留設備・除塵設備操作盤

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	—

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

設置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年点検 管理運転検	運転時点検	臨時点検					
搬送設備致	搬送設備全般	異常、損傷	E E E E E	—	—	—	—	異常及び損傷がないこと。				
		異常音	— S (S) S	—	—	—	—	異常音のないこと。				
		塗装	— — E —	—	—	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。				
		総合作動確認	— D (D) D	—	—	—	—	動作に異常がないこと。				
		乗継部	— E E E	—	—	—	—	異常がないこと。				
		非常停止	— — (D) —	—	—	—	—	動作に異常がないこと。				
	減速機	潤滑油量	E E E —	—	—	—	—	適正な油量であること。				
		油漏れ	E E E —	—	—	—	—	油漏れがないこと。				
		軸受温度	— H (H) H	—	—	—	—	異常な発熱がないこと。				
		振動(速度)	— H (H) H	—	—	—	—	異常な振動がないこと。				
	電動機	フレーム温度	— H (H) H	—	—	—	—	異常な発熱がないこと。				
		軸受温度	— H (H) H	—	—	—	—	異常な発熱がないこと。				
		振動	— H (H) H	—	—	—	—	異常な振動がないこと。				
		絶縁抵抗	— — M —	—	—	—	—	基準値以下に低下していないこと。				
		接地抵抗	— — M —	—	—	—	—	基準値以下であること。				
		電流値	— M (M) M	—	—	—	—	定格電流値以下であること。				
		異常音	— S (S) S	—	—	—	—	異常音がないこと。				
	伝動チェーン・スプロケット	給油	E E E —	—	—	—	—	油が供給されていること。油の劣化がないこと。				
		摩耗	— — E —	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。				
		伸び	— — A —	—	—	—	—	チェーンにたるみがないこと。伸びは許容値以下であること。				
		屈曲	— — E —	—	—	—	—	異常な曲がりがないこと。				
		損傷	— — E —	—	—	—	—	支障となる損傷がないこと。				
	フレーム	変形、損傷	— — E —	—	—	—	—	異常な変形及び損傷がないこと。				
		ベルト	伸び	— — A —	—	—	—	キャリアローラ間の弛みがスタンダード間距離の2%程度以内であること。				
		摩耗	— — E —	—	—	—	—	表面のカバーゴムに異常な摩耗がないこと。				
		損傷	— — E —	—	—	—	—	損傷による帆布の露出、剥離、劣化による亀裂等がないこと。				
	各ブーリ・軸受	回転状況	— E (E) E	—	—	—	—	偏り、キャリアからの外れ蛇行、テールブリ付近での外れ等がないこと。				
		汚れ付着	E E E E	—	—	—	—	ブーリ表面に汚れが付着していないこと。				
		摩耗	— — E —	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。				
		軸受温度	— H (H) H	—	—	—	—	異常な発熱がないこと。				
		腐食	— — E —	—	—	—	—	異常な腐食がないこと。				
		損傷	— — E —	—	—	—	—	支障となる損傷がないこと。				
		給油	— — E —	—	—	—	—	油が供給されていること。油の劣化がないこと。				
	各ローラ・軸受	回転状況	— E (E) E	—	—	—	—	均一な回転であること。				
		汚れ付着	E E E E	—	—	—	—	ブーリ表面に汚れが付着していないこと。				
		腐食	— — E —	—	—	—	—	異常な腐食がないこと。				
		摩耗	— — E —	—	—	—	—	異常な摩耗がないこと。				
		劣化	— — E —	—	—	—	—	ゴム類に亀裂等がないこと。				
		回転状況	— E (E) E	—	—	—	—	均一な回転であること。				

7 付屬設備 7-1 建築設備等

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基

機種形式：

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

	<input type="radio"/> 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
--	---

7 付属設備 7-2 天井クレーン

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

機種形式：

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じない限り数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

8 ゲート設備						
8-1 ラック式ローラーゲート						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: ラック式ローラーゲート

※3 点検結果の判定基準						
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。					
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。					
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。					

※4 傾向管理		
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目	

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2				判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理 運転 運転 検	臨時 点検	運転 点検				
全般	清掃状態	汚れ	E	E	E	E	—	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	—	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	外観	損傷、変形	E	E	E	E	—	損傷、変形がないこと。			
	塗装	損傷、劣化	E	E	E	—	—	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。がないこと。			
扉体	構造全体	振動	—	H	H	H	—	異常振動がないこと。			
		異常音	—	S	S	S	—	異常音がないこと。			
		片吊り	—	—	M	—	—	異常な傾き(片吊り)がないこと。			
	・スキンプレート ・主桁 ・補助桁	変形	—	—	E	—	E	変形がないこと。			
		損傷	E	E	E	E	—	損傷がないこと。			
		板厚の減少	—	—	—	—	—	測定結果により判定のこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
		溶接部の割れ	—	—	—	E	—	割れがないこと。			
	クサビ	損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。			
		扉体圧着状態	—	—	E	—	—	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。			
	致 ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	—	—	E,H	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。		(Hの方法は打診)	
		損傷、腐食(孔食)	—	E	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			
支承部	・主ローラ、軸、軸受、 ・補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。			
		摩耗(ローラ軸)	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
		摩耗(ローラ軸受)	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
		損傷	E	E	E	E	—	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
		給油状態	—	E	E	—	—	油が供給されていること。			
支承部	致 ヒンジ軸受	回転状態	—	D	D	D	—	正常に回転すること。			
		摩耗	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。			
		損傷	—	E	E	E	—	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
		給油状態	—	E	E	—	—	油が供給されていること。劣化がないこと。			
吊り金物	致 ・吊り金物 ・吊りピン	回転状態	—	D	D	D	—	正常に回転すること。			
		損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
水密部	水密ゴム	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。			
		損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。			
		劣化	—	—	E	—	—	劣化がないこと。			
		漏水	—	E	E	—	—	機能に支障がないこと。			
取外し戸当り	ゴム押え板	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。			
		損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。			
	・主ローラ レール	変形	E	E	E	—	E	変形がないこと。			
	・補助ローラ レール	損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。			
	腐食(孔食)	—	—	E	—	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
	溶接部の割れ	—	—	—	E	—	—	割れがないこと。			
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。			
	損傷、腐食(孔食)	—	—	E	—	E	—	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			

8 ゲート設備
8-2 ラック式スライドゲート

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: ラック式スライドゲート

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理 運転 点検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
全般	清掃状態	汚れ	E	E	E	E	—	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	—	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観	損傷、変形	E	E	E	E	—	損傷、変形がないこと。				
	塗装	損傷、劣化	E	E	E	—	—	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。がないこと。				
扉体	構造全体	振動	—	H	H	H	—	異常振動がないこと。				
		異常音	—	S	S	S	—	異常音がないこと。				
		片吊り	—	—	M	—	—	異常な傾き(片吊り)がないこと。				
	・スキップレート ・主桁 ・補助桁	変形	—	—	E	—	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	E	—	損傷がないこと。				
		板厚の減少	—	—	—	—	—	測定結果により判定のこと。				
	クサビ	腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。				
		溶接部の割れ	—	—	—	E	—	割れがないこと。				
		損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。				
	致ボルト、ナット、リベット	扉体圧着状態	—	—	E	—	—	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。				
		ゆるみ、脱落	—	—	E,H	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。				(Hの方法は打診)
支承部	致摺動板	損傷、腐食(孔食)	—	E	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。				
		摩耗	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。				
		損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。				
	摺動状態	—	D	D	—	—	—	運転時に異常に開閉すること。				
吊り金物	サイドシャー	摩耗	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。				
		損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。				
	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。				
水密部	水密ゴム	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。				
		損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。				
		劣化	—	—	E	—	—	劣化がないこと。				
		漏水	—	E	E	—	—	機能に支障がないこと。				
	ゴム押え板	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。				
取外し戸当り	・主レール ・補助レール	損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。				
		溶接部の割れ	—	—	—	E	—	割れがないこと。				
		ゆるみ、脱落	—	—	E	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。				
	ボルト、ナット	損傷、腐食(孔食)	—	—	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。				
埋設部	戸当り (底部)、(側部)、(上部)	変形	—	—	E	—	—	変形がないこと。				
		損傷、腐食(孔食)	E	E	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。				
	溶接部の割れ	—	—	—	—	E	—	割れがないこと。				
	コンクリート部	コンクリートの損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。				
		コンクリートの漏水	—	—	E	—	E	機能に支障がないこと。				

8 ゲート設備						
8-3 スピンドル式ローラーゲート						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式: スピンドル式ローラーゲート

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理 運転 点検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
全般	清掃状態	汚れ	E	E	E	E	—	—	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	—	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	—	損傷、変形がないこと。			
	塗装	損傷、劣化	E	E	E	—	—	—	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。がないこと。			
扉体	構造全体	振動	—	H	H	H	—	—	異常振動がないこと。			
		異常音	—	S	S	S	—	—	異常音がないこと。			
		片吊り	—	—	M	—	—	—	異常な傾き(片吊り)がないこと。			
	・スキンプレート ・主桁 ・補助桁	変形	—	—	E	—	E	—	変形がないこと。			
		損傷	E	E	E	E	E	—	損傷がないこと。			
		板厚の減少	—	—	—	—	—	—	測定結果により判定のこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
	クサビ	溶接部の割れ	—	—	—	E	—	—	割れがないこと。			
		損傷	—	E	E	—	E	—	損傷がないこと。			
		扉体圧着状態	—	—	E	—	—	—	水密ゴムと戸当たりにすきまがないこと。			
致	ボルト、ナット ・リベット	ゆるみ、脱落	—	—	E	H	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)
		損傷、腐食(孔食)	—	E	E	—	E	—	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			
	・主ローラ、 軸、軸受、 ・補助ローラ、 軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	—	—	E	—	—	—	摩耗がないこと。			
		摩耗(ローラ軸)	—	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
		摩耗(ローラ軸受)	—	—	—	—	—	—	摩耗がないこと。			
		損傷	E	E	E	E	E	—	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
支承部	・主ローラ、 軸、軸受、 ・補助ローラ、 軸、軸受	給油状態	—	E	E	—	—	—	油が供給されていること。			
		回転状態	—	D	D	D	—	—	正常に回転すること。			
		摩耗	—	—	E	—	—	—	摩耗がないこと。			
		損傷	—	E	E	E	E	—	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
支承部	ヒンジ軸受	給油状態	—	E	E	—	—	—	油が供給されていること。劣化がないこと。			
		回転状態	—	D	D	D	—	—	正常に回転すること。			
		摩耗	—	—	E	—	—	—	摩耗がないこと。			
		損傷	—	E	E	E	E	—	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
吊り金物	・吊り金物 ・吊りピン	給油状態	—	E	E	—	—	—	油が供給されていること。劣化がないこと。			
		回転状態	—	D	D	D	—	—	正常に回転すること。			
		摩耗	E	E	E	—	E	—	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
水密部	水密ゴム	変形	—	E	E	—	—	—	変形がないこと。			
		損傷	—	E	E	—	—	—	損傷がないこと。			
		劣化	—	—	E	—	—	—	劣化がないこと。			
		漏水	—	E	E	—	—	—	機能に支障がないこと。			
取外し戸当り	・主ローラ レール ・補助ローラ レール	変形	—	E	E	—	E	—	変形がないこと。			
		損傷	E	E	E	—	E	—	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
		溶接部の割れ	—	—	—	E	—	—	割れがないこと。			
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E	—	E	—	ゆるみ、脱落がないこと。			
		損傷、腐食(孔食)	—	—	E	—	E	—	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			

8 ゲート操作制御設備
8-5 機側操作盤

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

設置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法				※3 点検結果 No. No. No.	※4 傾向管理	摘要	
				月点検 目視	年 管理 運転	運 転 点 検	臨 時 点 検				
全般	盤全体	盤全体	清掃状態	E	E	E	E	—	ひどい汚れ、ごみ等がないこと。		
			破損	E	E	E	E	—	破損がないこと。施錠が完全であること。		
			塗装状態	E	E	E	—	—	鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。		
			内部乾燥状態	E	E	E	—	—	乾燥していること。	(屋外盤の場合)	
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	絶縁抵抗計にて計測を行い、 $1M\Omega$ 以上であること。		
	機器、計器類 共通	機器、計器類 共通	汚れ	E	E	E	—	—	汚れがないこと。		
			変色	E	E	E	—	—	変色がないこと。		
			端子のゆるみ	E	E	E,H	—	E	端子のゆるみがないこと。		
			異常音	—	E	S	—	—	異常音がないこと。		
			破損	E	E	E	—	E	破損がないこと。		
計器類	電流計	電流計	指示	—	E	E	E	—	大幅な変動がなく定格電流値以下であること。		
			0点確認	—	—	E	—	—	ゲート停止時に0点を指していること。		
開閉器類	致	電磁接触器	電圧計	指示	—	E	E	E	—	作動時の定格電圧が、 $\pm 10\%$ 以内であること。	
			動作テスト	—	D	D	D	—	—	異常なく作動すること。	
			異常音	—	S	D,S	S	—	—	異常音、振動がないこと。	
	漏電継電器	漏電継電器	接点	—	—	D,S	—	—	—	接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。	
			作動テスト	—	D	D	—	—	—	テストボタンを押して作動すること。	
			作動テスト	—	D	D	—	—	—	ON/OFFが確実に行えること。	
	致	配線用遮断器	避雷器	ランプテスト	—	E	E,H	—	—	正常に点灯すること、ヒューズが溶断していないこと。	
			スペースヒータ(サーモスイッチ)	作動テスト	—	D	D	—	—	サーモスイッチの設定を変更し、外気温度でスイッチが入れば正常である。この状態でしばらく放置し動作を確認すること。	
			作動テスト	—	D	D	—	—	—	—	
リレー類	致	補助リレー	3Eリレー	作動テスト	—	D	D	D	—	異常音、振動がないこと。	
			設定値確認	—	E	E	E	—	—	テストボタンを押して作動すること。	
		サーマルリレー	作動テスト	—	D	D	D	—	—	図面通りの設定値であること。	
			作動テスト	—	D	D	D	—	—	テストボタンを押して作動すること。	
タイマ	致	タイマ	設定値確認	—	E	E	E	—	—	所定の設定値にセットされていること。	
			作動テスト	—	D,E	D,E	D,E	—	—	開、閉、停が的確に作動すること。	
スイッチ	致	押し釦スイッチ	作動テスト	—	D,E	D,E	D,E	—	—	切換スイッチ	
		切換スイッチ	作動テスト	—	D,E	D,E	D,E	—	—	的確に作動すること。	
	表示灯	表示灯	ランプテスト	—	D,E	D,E	—	E	—	点灯すること。	
	表示灯	盤内蛍光灯	点灯、球切れ	—	—	D	—	E	—	点灯すること。	

装 置 区 分	※1 装置等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検			No.	No.	No.		
開 度 指 示 計		開度指示計	指示	—	—	E	—	E	実際揚程(または発信器)と指示値が合致していること。セルシン式は発信器の指示値に応動していること。					
P L C	致	電源ユニット	電源端子部の電圧確認	—	—	M	—	—	メーカー推奨範囲以内であること。					
		内蔵電池	使用年数の確認	—	—	E	—	—	交換推奨時期を超過していないこと。					
		入力ユニット	作動テスト	—	—	D,E	—	—	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。					
		出力ユニット	作動テスト	—	—	D,E	—	—	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。					
		アナログユニット	零点調整、スパン調整及び動作確認(精度確認)	—	—	D,E	—	—	校正器により測定し、±1.0%以F.S.以内であること。					
		ネットワークユニット	通信テスト	—	—	D,E	—	—	通信状態が正常であること。通信エラーランプが点灯していないこと。					
		CPUユニット	作動テスト	—	—	D,E	—	—	「RUN」が点灯していること。エラーランプが消灯していること。					
配 線 ・ 配 管	致	盤内配線	配線状態	—	—	E	—	E	損傷がないこと。断線していないこと。					
		端子のゆるみ		—	—	E,H	—	E	断線がないこと。ゆるみがないこと。					
		端子台	腐食	—	—	E	—	—	発錆がないこと。					
		端子台取付ボルト	ゆるみ、脱落	—	—	E,H	—	E	ゆるみがないこと。				(Hの方法は打診)	
特記事項		配管	配管状態	—	—	E	—	E	ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。					

注1) 管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施すること。

注2) 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

排水機場操作報告書

報告年月日 令和 年 月 日
報告者氏名

令和 年 月 日～令和 年 月 日の洪水時における排水機場の操作について、別紙運転日誌等を添え、次のとおり報告いたします。

排水機場名	排水樋門名		
ゲート操作開始日時	月 日 時 分	ゲート操作終了日時	月 日 時 分
排水機場運転日時	月 日 時 分	運転開始水位(内水)	
運転中最大水位日時	月 日 時 分	運転中最大水位(内水)	
運転停止日時	月 日 時 分	運転停止水位(内水)	
天候	運転時間累計		時間 分
浸水状況			
排水機場操作のために出動した人員	・設備機械工～名・普通作業員～名		
関係機関との連絡内容			

作業日報

排水機場名

排水機場

決裁区分		係長係		種別	災害待機	
					災害運転	定期点検
係					特別整備	

令和 年 月 日

天候及び気象状況

報告時間	報告内容

操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								
操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								
操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								

使 用 物 品及油 び 脂 量	品　　名	数　　量	用　　途

工種	氏名	勤務時間	時間数		備考
			昼間	夜間	
設備機械工		：～：	：	：	
		：～：	：	：	
普通作業員		：～：	：	：	
		：～：	：	：	
		：～：	：	：	
		：～：	：	：	
		：～：	：	：	
		：～：	：	：	
		：～：	：	：	

※昼間：6:00～20:00 夜間：20:00～6:00

備 考

報告者氏名

運転日報

令和 年 月 日 曜日 天候

排水機場 ○号ポンプ運転記録簿

令和 年 月 日

排水機場点検整備・操作業務（月分）完了・請求内訳書								
工種	実施内訳						備考	
	数量	単位	単価		金額			
	(延べ時間数)							
普通作業員（昼間）		時間	1時間		円	円	1	
普通作業員（夜間）		時間	1時間		円	円	2	
土木一般世話役（昼間）		時間	1時間		円	円	3	
土木一般世話役（夜間）		時間	1時間		円	円	4	
設備機械工（昼間）		時間	1時間		円	円	5	
設備機械工（夜間）		時間	1時間		円	円	6	
普通トラック運転費（4t, 昼間）		時間	1時間		円	円	7	
普通トラック運転費（4t, 夜間）		時間	1時間		円	円	8	
普通トラック運転費（11t, 昼間）		時間	1時間		円	円	9	
普通トラック運転費（11t, 夜間）		時間	1時間		円	円	10	
ラフテレーンクレーン運転費（25t 昼間）		時間	1時間		円	円	11	
ラフテレーンクレーン運転費（25t 夜間）		時間	1時間		円	円	12	
バックホウ運転費（昼間）		時間	1時間		円	円	13	
バックホウ運転費（夜間）		時間	1時間		円	円	14	
点検整備		1式					円	
小計								
消費税(10%)								
合計								

注1) 数量の算出は、1ヶ月の間に実施した各工種の延べ時間数とする。ただし、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

注2) 昼間とは午前6時～午後8時までとし、夜間は午後8時～午前6時までとする。

※ この様式は、必要に応じて適宜変更可能なものとする。

操 作 記 錄 簿 (原動式)

観測員	
-----	--

石狩川水系望月寒川月寒排水機場樋門	出水の原因	号台風・低気圧・津波・その他	月 日～月 日
-------------------	-------	----------------	---------

1. 警戒体制 (入ったとき)

日 時	理 由	事務所との連絡
月 日	<input type="checkbox"/> 外水位上昇 (○○観測所○○m又は樋門地点○○mに到達し、さらに上昇のおそれあり) <input type="checkbox"/> 津波 (津波注意報又は津波警報が発せられたとき)	時 分
時 分	<input type="checkbox"/> その他所長の指示があったとき	対応者

2. 操作前点検

開始日時	点検項目 (異常ありの場合は該当項目を○で囲む)		確認欄	事務所との連絡
日 時 分	エンジン	・始動状態 ・発熱、異音の有無 ・漏油の有無 ・燃料油量	<input type="checkbox"/>	時 分
	操作	・試運転 (ゲート上下動) ・手動切替レバーの動作 ・自動降下装置の動作 ・開度指示計の表示の有無	<input type="checkbox"/>	
終了日時		開度表示盤	・開度表示計の損傷、表示の有無	<input type="checkbox"/>
日 時 分	戸当り		・浮遊物、障害物、その他	<input type="checkbox"/>

3. 実操作

操作内容	開始日時	外 水 位	内 水 位	終了日時	理 由	事務所との連絡
開・閉	日 時 分	m	m	日 時 分	<input type="checkbox"/> 逆流開始 <input type="checkbox"/> 逆流終了 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分
						対応者
開・閉	日 時 分	m	m	日 時 分	<input type="checkbox"/> 逆流開始 <input type="checkbox"/> 逆流終了 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分
						対応者
開・閉	日 時 分	m	m	日 時 分	<input type="checkbox"/> 逆流開始 <input type="checkbox"/> 逆流終了 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分
						対応者
開・閉	日 時 分	m	m	日 時 分	<input type="checkbox"/> 逆流開始 <input type="checkbox"/> 逆流終了 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分
						対応者
開・閉	日 時 分	m	m	日 時 分	<input type="checkbox"/> 逆流開始 <input type="checkbox"/> 逆流終了 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分

4. 警戒体制 (解除するとき)

日 時	理 由	事務所との連絡
月 日	<input type="checkbox"/> 洪水の終了 (洪水、高潮、津波が終わったとき、又発生するおそれがなくなったとき)	時 分
	<input type="checkbox"/> 所長の指示	

記入要領

① 1～4の行為を行った日時、事務所へ連絡した時刻をそれぞれ記入すること。

② 理由欄、確認欄は該当する□に点を記載すること。

操作記録

操作年月日 令和 年月日

桶門名	日塞排水機場	排水機場名	日塞排水機場
-----	--------	-------	--------

石狩川水系望月寒川月寒排水機場樋門 点検整備記録簿

原 動 式(ラック式)

事務所					観測員	印	

点検整備年月日		年 月 日			
区分	項目	点検の内容	点検方法	記号	整備等の内容
施設全般	本体	躯体・擁壁門柱・異状の有無	目視		
	水路	法面崩壊・土砂の堆積状況	目視		
	周辺整備	除草・伐開等の必要有無	目視		
設備	管理橋、手摺	損傷・錆・各部のゆるみ	目視		
	観測施設	量水標の異常の有無	目視		
	階段タラップ	操作、観測における危険の有無	目視		
	その他				
機関	原動機	始動状態	動作確認		
		発熱異音	動作確認		
		漏油の有無	目視		
		燃料油量	目視		
機能	操作	試運転(ゲート上下1回以上)における異常 (全開～全閉)	動作確認		
		手動切替レバーの動作状況	動作確認		
		自動降下装置の動作状況	動作確認		
		開度指示計の表示の有無	動作確認		
		照明設備の点灯の状況	動作確認		
開閉装置	全般	発熱、異音の有無	動作確認		
		漏油の有無	目視		
	ラック棒	ラック棒の異常の有無 (曲がり・損傷・グリス塗布状況)	目視		
	上限ストッパー	変形、損傷の有無	目視		
	軸受部	ニップル給油の状況	目視		
	台座	変形、アンカーボルトのゆるみ	目視		
	ハンドル	施錠装置の有無	目視		
門扉	覗窓	蓋の有無	目視		
	本体	錆・腐蝕の状況	目視		
	水密ゴム	接触・損傷状況	目視		
	戸当り	浮遊物・障害物・その他	目視		
堤防	堤体	ゆるみ・割ピンの有無	目視		
		コンクリート接合部の沈下・ゆるみ	目視		
		法面崩壊・天端状況	目視		

記号

○ 良好

× 不良

△ 整備

様式15

支給品使用内訳	品 名	使 用 量	残 量	備 考
特 記 事 項				